

農地集約化促進のための交換分合事業に係る基準緩和 (平成28年4月1日27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知)

特例措置前

○交換分合は、農用地に対して区画や形質の変更のための工事を行うことなく、農用地の集団化を目指して所有権等の権利を交換する手法。

交換分合の実施に当たり、その経費について農山漁村活性化プロジェクト支援交付金により助成を受ける場合には、複数の要件を具備する必要がある。

<交付用要件>

- ①面積要件:おおむね 5ha以上
- ②集団化率:おおむね 40%以上(※1)
- ③移動率 :おおむね 20%以上(※2)

(※1)集団化率 = (従前の団地数 - 実施後の団地数) ÷ (従前の団地数 - 地区内の耕作者数) × 100

(※2)移動率 = 交換分合により権利が移動した農用地面積 ÷ 一定地域の農用地面積 × 100

(規制の根拠)

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領

ニーズ

○農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における要件を緩和することにより、農地の集約化を促進する必要がある。

特例措置

○平成28年度以降の農用地の交換分合については、農山漁村振興交付金(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金は廃止)の見直しが行われた結果、交付要件が緩和された。

<交付要件>

移動率: 10%以上を目標
(面積要件及び集団化率に係る要件については、廃止)

効果

○農地の集約化を促進し、地域の農業構造の改善を図る。